

大阪市立大学学術情報総合センター貴重書指定基準

- 1 この基準は、大阪市立大学学術情報総合センターにおける貴重書の指定について定める。
- 2 以下の項目に該当するものを貴重書に指定する。
 - (1) 和書
1868年（慶応4年）以前に書写または刊行されたもの
 - (2) 洋書
1850年以前に刊行されたもの
 - (3) 漢籍（中国書）
1644年（明代）以前に刊行されたもの
- 3 上記の基準にかかわらず、次の各号に該当するものは貴重書とすることができる。
 - (1) 著名人の署名、書き入れ等があり、資料的価値が高いと認められるもの
 - (2) 伝本が少なく、資料的価値が高いと認められるもの
 - (3) 教員から特に推薦があり、所長が認めたもの
- 4 貴重書に指定されたものの取り扱いについては別に定める。
- 5 この基準の改廃は、学術情報総合センター所長が行う。

附 則

- 1 この基準は、平成19年6月27日から実施する。